

令和6年

寒河江市農業委員会第6回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第6回総会

日時 令和6年6月25日(火) 午前9時00分  
会場 寒河江市中央公民館2階 第2研修室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊愼一	5番 熊坂浩行	6番 川越卯一郎
7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修	

欠席委員

農地利用最適化推進委員

9番 渡邊正

事務局

事務局長	渡邊健一	事務局長補佐(総括)	高子英晴
事務局長補佐(農地担当)	日下部靖広	総務係主任	木村龍一
農地係主任	土田修	農地係主任	芳賀遼太郎

報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

#### 議事

- (1) 議題24号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第27号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 8時55分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第6回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、8名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べる事ができますので、申し添えます。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして、議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、7番猪倉委員、11番鈴木委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当))    はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長            はい、ご苦労様でした。ただいまの報告について、質問は  
ございませんか。

(発言なし)

木村議長            質問がないようですので、事務局から他にありませんか。

事務局（事務局長補佐（農地担当））    特にありません。

木村議長            それでは、早速議事に入ります。

議第24号から議第27号までの議案について、一括上程  
します。

- (1) 議第24号「農地法第3条の規定による許可処分につ  
いて」
- (2) 議第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請  
書の審議について」
- (3) 議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請  
書の審議について」
- (4) 議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第24号から議第27号まで、一括上程いたしま  
す。

次に、議事参与の制限ですが、議第27号「農用地利用集  
積計画書の審議について」、私18番木村、3番後藤委員、  
6番郷野委員、川越推進委員が関係委員となっております。

木村議長            ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めま  
す。

片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職

務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る、6月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査をしました。

なお、現地調査の案件はありませんでした。

議第24号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位29番については、取下げの指導をすることになりました。

理由として、譲受人は寒河江市に農地の所有がなく、大江町に農地を所有しているとのことで、大江町の耕作証明書の提出を求めたところ、大江町農業委員会では所有農地の現況を「雑種地」となっているために耕作証明書を交付できないとのことでした。

寒河江地区担当委員と事務局と現地調査を行ったところ、大工の作業場として利用され、農地は家庭菜園規模のものでした。

譲受人の申し出によれば、大江町に3筆の農地を耕作しているとのことでしたが、農業委員会を通じた正式な貸借手続をしていなく、その手続を待ってから申請すべきとの意見が多数あり、今回の申請は取下げが妥当であると判断されましたが、先ほど事務局より説明がありましたが、その後、申請者より取下げをしたとのことです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

はい、ありがとうございました。

今の件につきまして、事務局から順位29番の説明を詳しくお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位29番が取下げということになりましたけれども、大江町の農業委員会に行って正式な手続きをしてくださいとお願いしたところ、大江町の農業委員会に行きますとのことでした。

そうしたところ、大江町の農業委員会から聞きましたけれども、賃借人が農業者年金経営移譲年金をもらっているようで、それを解約して■■■■さんの方が借りてしまうと農業者年金が減額されてしまう為、中々、ハードルが高いということ。これは■■■■さんではなくて地主さんが年金をもらっているから、といったことのように。今度は地主の■■■■さんの方になんでだめなのかと聞かれましたので、私の方も先ほど言った農業者年金の件をお話ししました。今後、どうしたらいいですかねと聞かれましたので、農地が全然ない状況でしたので、新規就農の申出書を鈴木聖さんの方に渡しまして、■■■■さんの方に渡していただきました。あと現場の確認された方は、分かると思いますが、■■■■さんの土地に土が盛られて、ブロックが置かれている状況でしたので、片付けるように指導しました。また、売買するにあたっては大工さんということもありますので、きちんと農業として耕作するようにと■■■■さんと■■■■さんに話しました。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

今の、29番の件につきましては、先ほど会長職務代理

者の報告にありましたけれども、事前審査会でいろいろ話がありまして、今の説明の通りですので、今後、こういった話は各地区でも出てくると思いますので、十分、留意しながら対応していかなければならないのかなと思っているところであります。

これについて、皆さんから質問ありますか。

(発言なし)

ないようですので、ただいまから、地区審査に入ります。審査時間は、30分程度とし、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前9時5分

再開 午前9時37分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第24号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。

高橋委員。

高橋委員

はい、議長。14番、高橋です。

議第24号「農地法第3条の規定による許可処分について」、8ページをお開きください。

(議案書順位28番朗読)

場所については、長岡山の北側になります。ここは斜面なんですけど、少し北側で傾斜があるところで1,429㎡になります。そこに入って行く道路については、石持町の住宅街より西側に進み、あおぞら保育園の手前の十字路を左側に進み、さらに西側に進んでいったところの畑ということになります。

6月14日、寒河江・南部地区の農業委員、地区推進委員の5名で現地確認を行いました。山田委員の指導のもと、1年間がんばってきたということで、この先も指導のもと、がんばって欲しいというようなことで、全員異議なしということでした。なお、6月14日の地区審査会、本日の地区審査会でも異議はありませんでした。以上になります。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、西根、三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番、芳賀です。

同じく、農地法第3条 順位30番。

(議案書順位30番朗読)

6月13日に西根・三泉の農業委員、推進委員全員で現地を確認して参りました。場所は三泉のライスセンターがあります。その南側、堰をはさんだところが譲受人の[ ]さんのサクランボ、その隣が今回の申請地でございます。

[ ]さんの方は、今後も農業ができないというこ

ともありまして、                    さんのほうが一生懸命さくらんぼを栽培しており、地続きになって管理面でも良いのではということで、地区審査会、事前審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。3番、後藤です。

ページは同じく8ページになります。

(議案書順位31番朗読)

場所につきましては地図でご覧のとおり長生園に向かいます。北西に向かったところになります。一帯が約9,000㎡の畑になっておりまして、さくらんぼを栽培し、そのうちの2,440㎡を今回、契約するというような内容になります。

6月14日、柴橋地区の農業委員、推進委員全員で現地を確認しました。また、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長、2番、影沢です。

同じく8ページ、順位32番。

(議案書順位 3 2 番朗読)

6月15日、高松・醍醐地区農業委員、推進委員5名で現地確認して参りました。

申請地は醍醐小学校の国道287号線の寒河江川沿いのお墓の近くになります。農地法第3条で賃貸契約がなっておりました。譲渡人の強い要望もあり、譲受人もこれまで耕作しており、問題ないと判断しました。地区審査会でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

順位28番、30番、31番、32番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので、採決いたします。

議第24号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第24号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根、三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番、芳賀です。

議第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」10ページをご覧ください。

(議案書順位4番朗読)

6月13日に西根・三泉地区の農業委員と推進委員、全員で現地を確認して参りました。

場所は西根小学校の通りがあります。西根小学校に入る通りに下川原の集落に入る道があります。

そこから下川原の集落内に入りますと右側が申請地となっております。全体的にその周りのところが農振地区となっている訳ですけれども、この道路の道沿いは第3種農地となっております、基本、何とかしなければならないなと思う訳ですけれども、航空防除の関係なり、農地が隣接しており、いろいろ心配ごとがある訳ですけれどもしょうがないというか、第3種農地というところでありますので、農業委員、推進委員全員が異議なしということで、了承したということです。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））

はい、議長。順位4番は集合住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内で、水管、下水道が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第25号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。高橋委員

高橋委員

はい、議長。14番、高橋です。

議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、12ページになります。

(議案書順位19番朗読)

場所については仲谷地のセブンイレブンを西に進んだところ、陵南中学校側のところで、向かい側にそばや十三さんがありますが、その向かい側になります。

6月14日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。異議はありませんでした。

また6月17日の事前審査会、地区審査会でも異議はありませんでした。

続きまして、順位20番。

(議案書順位20番朗読)

場所については、石持をずっと西側に進んで左側におぞら保育園があります。その筋向い側に駐車場があ

りますが、その隣で保育園の向かい側になります。

6月14日、寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査をして参りましたが異議はありませんでした。

また、6月17日の事前審査会、地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして、順位21番。

(議案書順位21番朗読)

場所については国道112号線を150mぐらい山形方面に進んだところに続けざまに信号機があります。その信号から西側に70mぐらい入り左側に進んだところにバラ団地がありますが、その用地の前はさくらんぼ畑になっています。その申請用地については三方住宅に囲まれた畑になります。その申請地から30mぐらい離れたところに両親の家があり、家族も増え、アパートでは手狭となり、今回の申請となりました。

6月14日、寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査をして参りましたが異議はありませんでした。

6月17日の事前審査会、地区審査でも異議はありませんでした。

以上になります。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位19番は宅地分譲用敷地への転用申請になっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲はみとめられておりませんが、用途地域内に農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位20番は駐車場及びイベント会場等用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位21番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は農用区域外にある農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており、また代替性もなく、農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれの農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第26号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」18番私木村、6番郷野委員、3番後藤委員、川越推進委員が関係委員となっております。農業委員会等に関する法律第5条第5号及び寒河江市農業委員会総会会議則第5条により、議長を片桐会長職務代理者へ交代し、関係委員は退席します。

(関係委員退席) (議長交代)

片桐会長職務代理者

木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めます。

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。高橋委員。

高橋委員

はい、議長。14番、高橋です。

議第27号「農地利用集積計画書の審議について」15ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて19ページ集計表をご覧ください。

寒河江地区2筆、田0.13ヘクタールになります。

農地中間管理事業案件についてはいずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上になります。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番 芳賀です。

同じく15ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて19ページの集計表をご覧ください。

西根地区9筆、田0.40ヘクタール、樹園地0.35ヘクタール。三泉地区1筆、樹園地0.09ヘクタールです。

農地中間管理事業案件についてはいずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すため、農地中間管理機構へ集積する農地として適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員は関係委員になっておりますので、奥山委員にお願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。15番、奥山です。

15ページをご覧ください。

(議案書朗読)

19ページの集計表をご覧ください。

柴橋地区28筆、田2.51ヘクタールです。

農地中間管理事業案件についていずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すため、農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。2番、影沢です。

17ページをご覧ください。

(議案書朗読)

19ページの集計表をご覧ください。

高松地区9筆、田1.53ヘクタール、樹園地0.

15ヘクタールです。醍醐地区1筆、田0.03ヘクタールです。

農地中間管理事業案件についてはいずれの農地も市街化地域外であり、地区の担い手等に貸し出すため農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

18ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて19ページの集計表をご覧ください。

白岩地区7筆、田0.98ヘクタールです。

農地中間管理事業案件についてはいずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手に貸し出す為、農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上です。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

片桐会長職務代理者

意見がございませんでしたので、採決いたします。

議第27号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

片桐会長職務代理者

全員賛成ですので、議第27号は、原案のとおり決定しました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（関係委員入室）

片桐会長職務代理者

関係委員に申し上げます。

議第27号は原案のとおり決定したことを報告します。

議長を木村会長と交代します。

(議長交代)

木村議長

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時14分

令和6年6月25日

第6回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 7番委員 猪倉通文

議事録署名委員 11番委員 鈴木浩之